

社会人部 O-35 ユニフォーム規定

- 第1条** FP・GK 正・副(上下・ストッキング) すべて異なる色の組み合わせで協会に登録し 登録したユニフォームを使用する
- 第2条** チームとして 新規にユニフォームを作る場合、上着は黒・紺は避ける
審判と識別しづらいユニフォームは 今後、使用できない
- 第3条** ユニフォームで上下の違う背番号での試合出場は認めない(シャツが9番、短パンが10番など)
背番号の色・胸番号の色・チーム名・選手名 それぞれの色は、相違があってもよいが、それぞれ、チームで統一された色でなければ認めない(今後、ユニフォームを作るにあたり背番号・胸番号は入れるようにする)
- 第4条** ストッキングの上へのテーピングやサポーターの使用を認める。セパレートタイプの場合も色違いを認める
- 第5条** 当日、ユニフォームの決定は主審とする
ホームチーム優先も考慮。赤や緑と濃い色同士の場合、変更してもらう可能性がある
- 第6条** ビブスでの試合参加は、いかなる理由であっても、認められない
- 第7条** アンダーシャツ及びアンダータイツの色は問わないが、ユニフォームと同色か黒が望ましい
但し、原則として チーム内同色の物を着用する
チーム内同色となっていますが、ユニフォームの長袖の色と半袖のアンダーの色に相違があっても認める
例:ユニフォーム長袖が青 半袖の青に 黒のアンダーで統一されていれば 混在は認める
- 第8条** ベンチ内ではサブ選手は基本的にビブスを着用する、用意出来ない場合はフィールド選手と色が被らない物を着用する

この規定・規則は、2023年4月1日より施行する